

平成29年度公益財団法人土佐山内記念財団学芸員採用試験要項

1 当財団の概要

高知県と高知市の出捐により、平成7年4月に設立された財団法人（平成24年4月1日に公益財団法人へ移行）で、旧土佐藩主山内家から高知県へ移管された古文書と美術工芸品約6万7千点、土佐藩や高知県に関する地域資料約1万2千点を収蔵し、整理保存、調査研究、展示、教育普及、及び歴史文化活動における地域連携、観光振興に関する活動を実施。平成28年度より高知県立高知城歴史博物館の指定管理者となり、現在同館の管理運営にあたっている。なお、高知県立高知城歴史博物館は、平成29年3月4日開館。

2 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定日及び採用予定人員

平成30年4月1日採用予定

（原則4月1日任用だが、諸事情により難しい場合は要相談）

常勤学芸員（歴史担当） 1名

(2) 職務内容

高知県立高知城博物館における歴史を中心とした学芸業務に従事する。なお、教育普及、地域連携、観光振興に関する事業等も業務内容に含まれる。

但し、採用後の事業体系の編成替え等により、職務内容や職掌の変更の可能性もある。

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できる。但し、同時に募集中の契約職員（歴史担当学芸員）との併願可。

①キャリア形成を図るため昭和57年4月2日以降に生まれた者

②大学院修士課程を修了した者。あるいは、四年制大学を卒業した者で大学院修士課程を修了した者と同程度以上の学力・業績を有する者。
（平成30年3月31日卒業見込みの者も可。なお、大学院博士課程・修士課程在学のまま赴任も可）

③大学又は大学院において日本史学を専攻した者で、古文書の解読技術を有する者

④博物館法で定める学芸員の資格を有する者（採用日までに取得見込みの者を含む）

⑤普通自動車免許（AT限定可）を保有し、運転ができること

(2) 次のいずれかに該当する者は応募できない。

①成年被後見人及び被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

* 試験は全て筆記試験です。

イ 会場

「高知県立高知城歴史博物館」
高知市追手筋2丁目7番5号 2階調査室

6 採用

(1) 採用通知

最終採用予定者に3月16日(金)までに文書にて通知する。
採用に際しての提出資料等については、改めて連絡する。
但し、採用試験の結果、適格と判断される人物がいない場合は、採用を見送る場合もある。また、採用日までに学芸員資格を取得していない場合は、採用される資格を失う。

(2) 勤務場所

高知市追手筋2丁目7番5号 高知県立高知城歴史博物館

(3) 給与等

給与は当財団の給与規程(高知県の行政職給与表に準じる)が適用され、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件に応じて支給される。
また、期末・勤勉手当も支給される。
(大学卒業初任給は181,900円。既卒者は採用以前の職歴等に応じて加算される)

(4) その他

当財団は、日本育英会等の奨学金返済免除の対象とはならない。
採用後6ヶ月は試用期間とする。
その期間の勤務実績が良好である場合に正規の雇用契約を締結する。
ただし、理事長が必要と認める場合には、試用期間を1年間まで延長することがある。

7 資料請求・問い合わせ先

公益財団法人土佐山内記念財団
高知市追手筋2丁目7番5号
電話 (088) 871-1600
担当 総務課 秋澤(あきざわ)

ホームページにも、要項と提出用別紙様式書類を掲載
<http://kochi-johaku.jp>